

7 特別避難場所としての対応

1 趣 旨

【関連ページ72～73】

特別避難場所は、横浜市防災計画において「地域の小学校等に設置された地域防災拠点での避難生活が困難な在宅要援護者のための避難場所」として位置づけられています。

区災害対策本部から特別避難場所に指定された盲・ろう・養護学校は、円滑な開設運営支援・協力ができるように、特別避難場所支援班の組織化と併せて「特別避難場所運営支援計画」を作成しておく必要があります。

2 特別避難場所の概要

特別避難場所の指定	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 特別避難場所は、要援護者の二次的避難場所であり、原則として、市民が直接避難してくることはありません。 ◆ 市民はまず、一次避難場所である地域防災拠点に避難しますが、そこでの避難生活が困難な要援護者について、区災害対策本部より学校側に、特別避難場所での受入要請があります。 ◆ 盲・ろう・養護学校の特別避難場所への指定については、学校が所在する区の災害対策本部との協定により行われることとなります。今後、学校の規模や施設条件等を考慮して、協定締結を検討していくこととなります。特別避難場所の指定に関する具体的な流れについては、14ページを参照願います。
受入対象者	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 在宅要援護者 ◆ おおむね65歳以上で、寝たきり・認知症・ひとり暮らしの方 ◆ 障害（児）者<身体／知的／精神／重度重複> ◆ その他<乳幼児／小学校低学年／けが人／病弱者>
教職員の役割	発災初期段階は、区災害対策本部（援護班）等による対応が困難な場合が想定される。その場合、教職員が協力し、リーダーシップをとることが期待される。
区との協定	学校と区は、「災害時における在宅要援護者のための特別避難場所の協力に関する協定」を締結し、協定に基づき応急備蓄物資を備蓄する。
発災初期の体制	参集している職員の中から ① 特別避難場所としての連絡窓口 ② 要援護者を担当する職員を決める。
備蓄品	特別避難場所となる盲・ろう・養護学校には、発災後3日分の食糧、水、おむつ等を備蓄するが、不足する物資があるときは、不足する品名、数量等を区災害対策本部援護班にする。
日常時の活動	特別避難場所になる盲・ろう・養護学校は、日頃から区役所、地域防災市民組織との連携に努める。また、ボランティア等の確保に努めるとともに、災害時における学校の役割について、ボランティア等に周知し、協力を求める。
開設期間	特別避難場所への緊急的な受入期間は、発災後おおむね7日間までとする
情報管理	要援護者に関する情報は、個人情報となるので、その管理については慎重に取り扱う

3 特別避難場所の指定に関する具体的な流れ

盲・ろう・養護学校が特別避難場所として指定されるためには、災害時に自校の生徒や職員以外の地域の要援護者を、どの程度受け入れられるのかをあらかじめ検討する必要があります。その上で、教育委員会と調整し、区との協定を結んでいくこととします。特別避難場所の指定に関する具体的な流れは次のとおりです。

① 要援護者受け入れに関する検討データの作成 (H18. 10)
各学校は、資料1「特別避難場所要援護者受入調査票」に、必要項目を記入し保管するとともに、教育委員会特別支援教育課に一部お送り願います。
② 教育委員会での検討 (H18. 11)
上記の調査回答に基づき、教育委員会特別支援教育課において、各学校の状況を把握するとともに、特別避難場所としての指定が可能かどうかを検討します。
③ 学校への了解 (H18. 12)
教育委員会特別支援教育課での検討結果を各学校にお伝えし、学校と教育委員会において、具体的な受け入れ態勢等について調整していきます。
④ 特別避難場所の指定（区との協定締結）(H19. 1以降)
区から協定締結の打診があった学校は、順次協定を結んでください。

4 特別避難場所指定後の取組

区との協定を締結したあと、特別避難場所として指定された盲・ろう・養護学校は、下記の取組を行ってください。

①特別避難場所運営支援計画の作成
上記協定の内容等をもとに、非常時に速やかに対応できるよう特別避難場所運営支援計画を作成してください。 (内容例)
①特別避難場所支援班の役割分担
②特別避難場所としての開放施設の明確化
③特別避難場所使用のマナー
④学校再開に向けた準備と手順
②ボランティアの確保
特別避難場所開設時には、職員のほか、多数のボランティアが必要になります。日頃から地域の方等、ボランティアの確保に努めてください。

5 発災時の特別避難場所の対応

① 施設の被害状況を区災害対策本部へ連絡

◆下記内容を区本部援護班へ連絡します。

施設名	〇〇養護学校など
施設所在地	〇〇町〇〇番地
利用者数	知的障害者〇名、身体障害者〇名等
利用者のけが人の状況	利用者総数〇名のうち、けが人〇名（うち救急搬送〇名）
職員数及びけが人の状況	参集予定総数〇名のうち〇名が参集。けが人〇名（うち救急搬送〇名）
建物の被害状況	倒壊・外壁面損傷・室内損壊・ライフライン（電気・ガス・水道・電話）供給停止・不通など

◆連絡方法

(ア) 電話(FAX)連絡

(イ) (ア)が不可能な場合災害用伝言ダイヤル「171」

(ウ) (イ)の利用が不可能な場合、区役所まで徒歩（自転車）、または一番近い地域防災拠点の無線を利用し連絡

② 施設運営中の利用者への対応

◆災害発生時は、「横浜市学校防災計画」、当マニュアル、各学校の学校防災計画に基づき、初期活動を行ってください。

◆被害が甚大で、他施設での受入を要請する場合は、区本部へ下記の事項について連絡をしてください。

こちらは〇〇養護学校です。
施設所在地は〇〇町〇番地です。
施設建物に被害があり、施設の運営を行うことが困難ですので、他施設での受入を希望します。
現在の利用者数は〇〇障害者〇名で、職員は〇名が参集しています。
施設に移動手段がありませんので、車の手配もお願いします。（または施設のバスで移動できます。）

③ 特別避難場所の開設

◆特別避難場所の開設は、区本部（援護班）からの要請により各学校職員が行います。

◆学校職員は開設にあたり、下記の対応を行ってください。

受入場所の確保	教室、体育館等、あらかじめ決められたスペースを、要援護者の受入のために確保します。
備蓄物資の準備	食料・水・毛布などを受入場所に準備します。
利用者への周知	施設利用者がいるときは、施設利用者に対し、特別避難場所を開設する旨周知します。
職員の配置	参集している職員のなかから、特別避難場所としての連絡窓口、要援護者を担当する職員を定めます。

④ 要援護者の受入及び移送	
◆区本部援護班から、要援護者受入の要請があったときは、要請事項を確認し、要援護者を施設に移送します。	
区援護班で移送する場合	区援護班に、施設周辺の道路状況を伝えます。到着時間を確認し、受け入れ体制を整えます。
施設で移送する場合	施設の自動車の利用が可能であれば、要援護者が生活している地域防災拠点等へ施設から迎えに行きます。緊急輸送路となる国道を通行する場合は、緊急通行（輸送）車両の確認申請が必要です。区援護班に手続きを依頼します。
⑤ 要援護者の受入れ	
要援護者を受け入れたときは、様式2により、本人の状況、家族の状況、緊急連絡先などを確認し、避難者カードを作成します。 要援護者に関する情報は、個人情報となるため、その管理については外部に漏れることのないよう、慎重に取り扱います。	
⑥ 特別避難場所の運営	
特別避難場所の運営に関しては、下記の項目に留意してください。	
ボランティア等の確保	ボランティア等が不足する場合は、各区ボランティアセンターまたは区援護班にボランティアの派遣を要請します。
物資の確保	特別避難場所となる施設には、発災後3日分の食料・水・おむつ等を備蓄することとしますが、不足する物資がある時は、区援護班に不足する品目、数量等を連絡します。
地域防災拠点との連絡体制の確保	区援護班から、FAXまたは電話等により、各特別避難場所へ地域防災拠点と同じ情報が提供されます。 連絡手段が確保されていない場合は、地域防災拠点では、物資の配給以外にも、生活に関連した情報の掲示や、ボランティア等による炊き出し、入浴サービスの実施など、避難生活に必要な情報が得られる場合があることから、特別避難場所となる施設は、1日に1回以上、地域防災拠点へ連絡員を派遣し、情報の収集に努めます。
⑦ 特別避難場所の解除	
特別避難場所としての運営は、発災後概ね7日間を目安とします。	